



独立行政法人福祉医療機構

【退職手当共済システム】

本部から各施設へ**加入届**の手続きを依頼（代行者へ依頼）する時のシステム上の制限

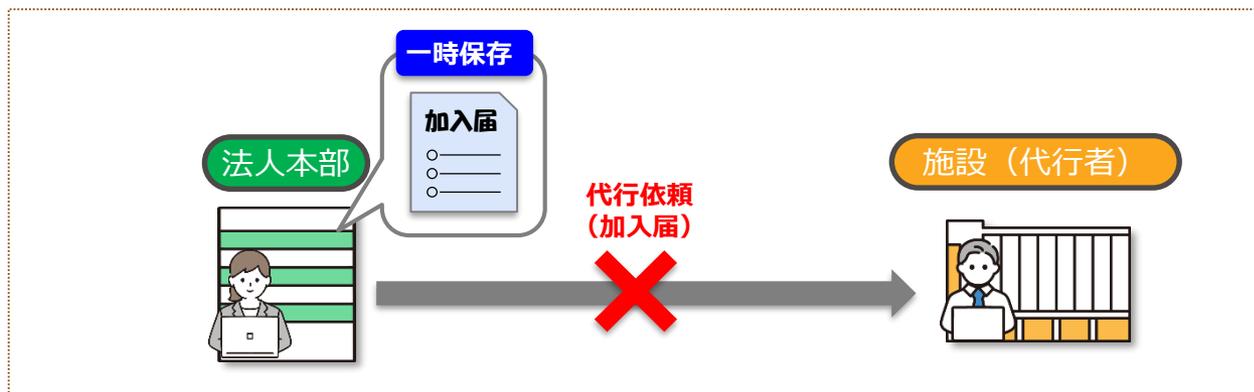
令和7年4月

独立行政法人福祉医療機構

共済部

本部から各施設へ**加入届**の手続きを依頼（代行者へ依頼）する時のシステム上の制限

- 法人本部が加入届を**一時保存**している場合、加入届の提出手続きを代行者に依頼することはできません。



法人本部で一時保存している加入届を機構に提出するか、削除をすることで、翌日以降、加入届の提出手続きを代行依頼することができます。

